

## 習志野市新型コロナウイルスワクチン接種に伴うワクチン廃棄等防止要領

### (目的)

第1条 この要領は、新型コロナウイルスワクチン接種（以下「接種」という。）時に予約のキャンセル等によりワクチンの余剰等が出た場合の取扱いを定め、ワクチンを有効に活用することを目的とする。

### (市の責務)

第2条 市は、接種場所（実施医療機関、特設会場及び高齢者施設をいう。）において、接種を計画する場合、ワクチンの余剰が出ないように、ワクチンのバイアル数にあわせた接種人数枠を計画する。また、キャンセルが生じた場合においても、接種計画を遅延なく実施するよう努める。

### (余剰等が出た時の接種対象者)

第3条 やむを得ず、接種場所において、ワクチンの余剰等が出た場合は、次の順位をもって、予約者以外に接種することができる。

この場合において、優先順位が同じ者が複数いた場合は、新型コロナウイルス患者（疑い患者を含む）に接する機会が多い者を優先とする。

#### (1) 医療機関での接種の場合

- ①医療従事者等（医師、看護師、薬剤師、消防職員）
- ②習志野市民（キャンセル待ち登録者を含む）
- ③市内の保育所、幼稚園、こども園、小中学校、その他子ども（18歳未満）と常時接する施設に勤務している職員又は市民の日常生活を支援している若しくは生活維持に欠くことのできない活動・事業（委託事業を含む）を行っている者（民生児童委員、消防団員、清掃作業員）
- ④災害対策本部会議構成員
- ⑤③を除く市職員

#### (2) 特設会場での接種の場合

- ①医療従事者等（医師、看護師、薬剤師、消防職員）
- ②特設会場の従事者（習志野市民）
- ③特設会場の従事者（習志野市民以外）
- ④市内の保育所、幼稚園、こども園、小中学校、その他子ども（18歳未満）と常時接する施設に勤務している職員又は市民の日常生活を支援している若しくは生活維持に欠くことのできない活動・事業（委託事業を含む）を行っている者（民生児童委員、消防団員、清掃作業員）
- ⑤災害対策本部会議構成員
- ⑥キャンセル待ち登録をした習志野市民
- ⑦④を除く市職員

#### (3) 福祉施設等での接種の場合

- ①当該施設従事者（習志野市民）

②当該施設従事者（習志野市民以外）

③医療従事者等（医師、看護師、薬剤師、消防職員）

2 市は、接種場所の責任者に対し、必要に応じて前項の優先順位に基づき接種対象者リストを作成する等、計画的な対応を図るよう周知するものとする。

（ワクチンの廃棄）

第4条 接種場所の責任者は、前条の規定により接種を実施してもなお余剰となるワクチンがあった場合は、ワクチンを廃棄することができる。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、ワクチンの余剰が出た場合の接種に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

本要領は、令和3年4月26日より施行する。

附 則

本要領は、令和3年6月14日より施行する。

附 則

本要領は、令和3年7月 1日より施行する。

附 則

本要領は、令和3年10月1日より施行する。

附 則

本要領は、令和4年 4月4日より施行する。